

防府市青少年育成センター設置要綱

昭和37年11月1日制定

(趣旨)

第1条 青少年の補導及び育成に関係のある機関・団体が相互に緊密な連絡をとりながら、地域社会の協力を得て組織的な補導を推進し、もって青少年の健全な保護育成を図るため青少年育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 名称は、防府市青少年育成センター（以下「育成センター」という。）とし、防府市教育委員会教育部生涯学習課に置く。

(業務)

第3条 育成センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年の相談に関すること
- (2) 街頭補導に関すること
- (3) 継続補導及び更正活動に関すること
- (4) 補導連絡会議等における指導・助言に関すること
- (5) 広報啓発活動及び資料の収集に関すること
- (6) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (7) その他青少年の非行防止及び健全育成に関すること

(構成)

第4条 育成センターに所長、次長及び所員を置く。

- 2 所長は生涯学習課長を、次長は生涯学習課長補佐をもって充てる。
- 3 所員は、生涯学習課青少年係の職員並びに指導員をもって充てる。
- 4 所長は、育成センターの事務を掌理し、所員を指揮監督する。
- 5 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 所員は、所長の命を受けて業務に従事する。

(補導員)

第5条 前条の所員のほか、育成センターに防府市青少年補導員（以下「補導員」という。）を置く。

2 補導員の制度について必要な事項は、別に定める。

(運営協議会)

第6条 育成センターの業務を円滑に、かつ、効果的に推進するため、防府市青少年育成センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、育成センターの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。